

第 1 号議案から  
第 19 号議案まで 平成27年度一般会計暫定予算及び特別会計暫定予算

平成 27 年 2 月 第 20 回 福岡県議会定例会議案 その1



# 目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	平成27年度福岡県一般会計暫定予算	1
2	平成27年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算	19
3	平成27年度福岡県公債管理特別会計暫定予算	21
4	平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算	25
5	平成27年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算	29
6	平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計暫定予算	31
7	平成27年度福岡県県営林造成事業特別会計暫定予算	35
8	平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算	39
9	平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算	41
10	平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算	45
11	平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算	49
12	平成27年度福岡県河川開発事業特別会計暫定予算	51
13	平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算	55
14	平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計暫定予算	59
15	平成27年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算	69
16	平成27年度福岡県病院事業会計暫定予算	73
17	平成27年度福岡県電気事業会計暫定予算	77
18	平成27年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算	81

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	平成27年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算.....	85

# 一 般 会 計



## 第 1 号議案

### 平成27年度福岡県一般会計暫定予算

平成27年度福岡県の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 644,554,483 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月9日提出

福岡県知事 小 川 洋



第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		187,340,113
	1 県 民 税	34,929,765
	2 事 業 税	40,273,314
	3 地 方 消 費 税	50,686,519
	4 不 動 産 取 得 税	4,137,376
	5 県 た ば こ 税	1,986,827
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	312,246
	7 自 動 車 取 得 税	727,298
	8 軽 油 引 取 税	8,095,399
	9 自 動 車 税	46,124,027
	10 鉦 区 税	4,886
	11 狩 猟 税	1

款	項	金 額
	12 産 業 廃 棄 物 税	62,455
2 地 方 消 費 税 清 算 金		33,420,483
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	33,420,483
3 地 方 譲 与 税		4,589,617
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	3,558,423
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	979,572
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	51,622
4 地 方 特 例 交 付 金		801,725
	1 地 方 特 例 交 付 金	801,725
5 地 方 交 付 税		126,522,548
	1 地 方 交 付 税	126,522,548
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		841,389
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	841,389
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,255,907

	1 分 担 金	71,573
	2 負 担 金	2,184,334
8 使用料及び手数料		6,135,312
	1 使 用 料	3,007,008
	2 手 数 料	3,128,304
9 国 庫 支 出 金		94,545,320
	1 国 庫 負 担 金	47,354,807
	2 国 庫 補 助 金	43,475,407
	3 委 託 金	3,715,106
10 財 産 収 入		1,186,686
	1 財 産 運 用 収 入	1,105,214
	2 財 産 売 払 収 入	81,472
11 寄 附 金		22,005
	1 寄 附 金	22,005
12 繰 入 金		14,375,582

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	
	2 基金繰入金	14,375,582
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		116,922,595
	1 延滞金、加算金及び過料等	341,143
	2 県預金利子	2,919
	3 公営企業貸付金元利収入	1,700,480
	4 貸付金元利収入	109,115,396
	5 受託事業収入	894,451
	6 収益事業収入	1,284,597
	7 利子割精算金収入	6,952
	8 雑収入	3,576,657
15 県債		55,595,200

	1 県 債	55,595,200
歳 入 合 計		<b>644,554,483</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,262,464
	1 議 会 費	1,262,464
2 総 務 費		26,729,461
	1 総 務 管 理 費	7,993,222
	2 企 画 費	5,203,634
	3 徴 税 費	5,263,286
	4 市 町 村 振 興 費	266,651
	5 選 挙 費	1,291,501
	6 防 災 費	3,952,509
	7 統 計 調 査 費	2,519,746

款	項	金額
	8 人 事 委 員 会 費	98,621
	9 監 査 委 員 費	140,291
3 保 健 費		55,480,126
	1 保 健 企 画 費	2,659,394
	2 健 康 対 策 費	5,240,727
	3 生 活 衛 生 費	870,020
	4 医 薬 費	7,090,478
	5 医 療 介 護 費	38,657,236
	6 高 齢 者 支 援 費	962,271
4 環 境 費		1,920,443
	1 環 境 費	1,920,443
5 生 活 勞 働 費		62,114,973
	1 県 民 生 活 費	3,154,951
	2 福 祉 企 画 費	2,016,760

	3 児 童 家 庭 費	21,898,141
	4 障 害 者 福 祉 費	12,560,133
	5 生 活 保 護 費	16,784,975
	6 社 会 福 祉 費	3,185,136
	7 労 働 企 画 費	871,650
	8 職 業 訓 練 費	1,358,639
	9 失 業 対 策 費	195,253
	10 労 働 委 員 会 費	89,335
6 農 林 水 産 業 費		31,576,215
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	3,927,594
	2 農 業 費	6,978,619
	3 畜 産 業 費	521,040
	4 農 地 費	9,190,172
	5 林 業 費	6,635,865
	6 水 産 業 費	4,322,925

款	項	金額
7 商 工 費		114,882,696
	1 商 業 費	112,311,959
	2 工 鉦 業 費	2,390,965
	3 観 光 費	179,772
8 県 土 整 備 費		73,901,600
	1 県 土 整 備 企 画 費	1,677,405
	2 道 路 橋 り よ う 費	33,325,533
	3 河 川 海 岸 費	21,923,366
	4 港 湾 費	1,175,264
	5 都 市 計 画 費	9,184,413
	6 住 宅 費	4,527,543
	7 河 川 総 合 開 発 等 事 業 費	1,568,125
	8 水 資 源 対 策 費	519,951
9 警 察 費		46,058,728



	1 警 察 管 理 費	44,024,852
	2 警 察 活 動 費	2,033,876
10 教 育 費		154,450,753
	1 教 育 總 務 費	6,960,472
	2 小 学 校 費	47,584,734
	3 中 学 校 費	28,465,692
	4 高 等 学 校 費	27,497,219
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,783,547
	6 社 会 教 育 費	1,982,068
	7 保 健 体 育 費	1,272,287
	8 大 学 費	3,221,906
	9 私 立 学 校 費	26,682,828
11 災 害 復 旧 費		275,342
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	125,405
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	149,937

款	項	金額
12 公債費		14,673,764
	1 公債費	14,673,764
13 諸支出金		61,127,918
	1 利子割交付金等	59,427,918
	2 公営企業貸付金	1,700,000
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		<b>644,554,483</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
消 防 学 校 整 備 費	平成28年度	989,291千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成46年度まで	42,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
保 健 環 境 研 究 所 設 備 整 備 費	平成28年度	44,375千円
粕 屋 新 光 園 改 築 費	平成28年度	530,866千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成38年度まで	1,200千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成41年度まで	2,720,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
グリーンアジア国際戦略総合特区推進資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成43年度まで	10,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	平成28年度から平成48年度まで	32,735千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 330,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成28年度から平成38年度まで	266千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 25,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成28年度から平成43年度まで	4,267千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 45,000千円

事 項	期 間	限 度	額
農林漁業災害対策資金利子補給	平成28年度から 平成33年度まで	ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 103,000千円	934千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成27年度から 平成35年度まで		357千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	平成28年度から 平成48年度まで	ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 7,800千円	1,166千円
農地利用推進事業損失補償	平成27年度から 平成33年度まで		733,150千円
漁業近代化資金利子補給	平成28年度から 平成48年度まで	ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 574,000千円	51,132千円
道路維持修繕費	平成28年度		11,510千円
道路改良費	平成28年度から 平成29年度まで		4,440,000千円
橋りょう補修費	平成28年度		803,000千円
橋りょう架換費	平成28年度		200,000千円
広域河川改修費	平成28年度		105,000千円
堰堤改良費	平成28年度		545,540千円
河川激甚災害対策特別緊急事業費	平成28年度		525,000千円
街路事業費	平成28年度		480,000千円
公営住宅建設費	平成28年度		743,120千円

老 朽 校 舎 改 築 費	平成28年度	450,166千円
---------------	--------	-----------

## 第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	2,964,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	16,100			
保健施設整備事業費	24,100			
自然公園整備事業費	34,100			
生活労働施設整備事業費	1,066,300			
農林水産施設整備事業費	7,600			
農地事業費	2,002,000			
造林事業費	41,800			
林道事業費	814,200			
治山事業費	1,339,400			
水産事業費	1,160,700			
県土整備施設整備事業費	5,100			
河川事業費	8,632,500			

砂防事業費	2,374,400			
海岸事業費	317,300			
港湾事業費	458,800			
都市計画事業費	2,104,800			
道路事業費	19,468,800			
直轄事業負担金	128,200			
公営住宅建設事業費	2,563,400			
警察施設整備事業費	2,294,100			
教育施設整備事業費	7,731,900			
災害復旧事業費	45,400			
計	<b>55,595,200</b>			





# 特 別 会 計



## 第 2 号議案

### 平成27年度福岡県財政調整基金特別会計暫定予算

平成27年度福岡県財政調整基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,256 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		15,256
	1 財 産 運 用 収 入	15,256
歳 入 合 計		<b>15,256</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		15,256
	1 積 立 金	15,256
歳 出 合 計		<b>15,256</b>

### 第 3 号議案

#### 平成27年度福岡県公債管理特別会計暫定予算

平成27年度福岡県公債管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 82,102,535 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

## 別表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		33,527,300
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,641,065
	2 基 金 繰 入 金	18,886,235
2 県 債		48,211,000
	1 県 債	48,211,000
3 財 産 収 入		364,235
	1 財 産 運 用 収 入	364,235
歳 入 合 計		<b>82,102,535</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		82,102,535
	1 公 債 費	82,102,535
歳 出 合 計		<b>82,102,535</b>





## 第 4 号議案

### 平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 229,371 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		103,425
	1 諸 収 入	103,425
2 繰 入 金		16,328
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,328
3 繰 越 金		109,618
	1 繰 越 金	109,618
歳 入 合 計		<b>229,371</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		229,371
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	229,371

歳 出 合 計	229,371
---------	---------



## 第 5 号議案

### 平成27年度福岡県災害救助基金特別会計暫定予算

平成27年度福岡県災害救助基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,324 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		4,324
	1 財 産 運 用 収 入	4,324
歳 入 合 計		<b>4,324</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		4,324
	1 基 金 積 立 金	4,324
歳 出 合 計		<b>4,324</b>

## 第 6 号議案

### 平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 76,411 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		11,795
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,795
2 繰 越 金		13,578
	1 繰 越 金	13,578
3 諸 収 入		28,541
	1 諸 収 入	28,541
4 県 債		22,497
	1 県 債	22,497
歳 入 合 計		<b>76,411</b>



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		76,411
	1 就農支援資金貸付事業費	76,411
歳 出 合 計		76,411

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付事業費	22,497	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。</p> <p>償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。</p>

## 第 7 号議案

### 平成27年度福岡県県営林造成事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県県営林造成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43,199 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出暫定予算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		
3 財産収入		
4 繰入金		42,197
	1 一般会計繰入金	42,197
5 繰越金		
6 諸収入		965
	1 雑収入	965
歳入合計		<b>43,199</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		43,199
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	43,199
歳 出 合 計		<b>43,199</b>



## 第 8 号議案

### 平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35,837 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		837
	1 一 般 会 計 繰 入 金	837
2 繰 越 金		35,000
	1 繰 越 金	35,000
歳 入 合 計		<b>35,837</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		35,837
	1 林業改善資金助成事業費	35,837
歳 出 合 計		<b>35,837</b>



## 第 9 号議案

### 平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 144,082 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		82
	1 一 般 会 計 繰 入 金	82
2 繰 越 金		41,852
	1 繰 越 金	41,852
3 諸 収 入		102,148
	1 諸 収 入	102,148
歳 入 合 計		<b>144,082</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業		144,082
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業	144,082

歳 出 合 計	144,082
---------	---------



## 第 10 号議案

### 平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,637 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 債		53,129
	1 県 債	53,129
2 繰 入 金		21,991
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,991
3 諸 収 入		14,847
	1 雑 入	14,847
4 繰 越 金		10,670
	1 繰 越 金	10,670
歳 入 合 計		<b>100,637</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費		85,826
	1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費	85,826
2 公債費		14,811
	1 公債費	14,811
歳出合計		100,637

## 第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備導入 資金貸付事業費	53,129	証書借入の方法により独立行政法人中小 企業基盤整備機構から起債する。	年0.90%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103 号）第28条の規定に基づく業務方法書の定 めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもって これにあてる。



## 第 11 号議案

### 平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,650 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		3,650
	1 財 産 運 用 収 入	3,650
<b>歳 入 合 計</b>		<b>3,650</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		3,650
	1 積 立 金	3,650
<b>歳 出 合 計</b>		<b>3,650</b>

## 第 12 号議案

### 平成27年度福岡県河川開発事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県河川開発事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,927,929 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費収入		12,903,074
	1 国庫補助金	3,558,035
	2 分担金及び負担金	5,648,025
	3 繰入金	378,954
	4 県債	3,222,300
	5 諸収入	95,760
2 祓川開発事業費収入		11,024,855
	1 国庫補助金	4,001,997
	2 分担金及び負担金	2,954,660
	3 繰入金	451,798
	4 県債	3,616,400
歳 入 合 計		<b>23,927,929</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費		12,903,074
	1 那珂川開発事業費	12,903,074
2 祓川開発事業費		11,024,855
	1 祓川開発事業費	11,024,855
歳 出 合 計		<b>23,927,929</b>

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	3,222,300	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
祓川開発事業費	3,616,400	証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。		
		発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。		
<b>計</b>	<b>6,838,700</b>			

## 第 13 号議案

### 平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,994,574 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		187,398
	1 使用料	187,398
2 繰入金		737,373
	1 一般会計繰入金	737,373
3 県債		1,061,800
	1 県債	1,061,800
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,000
6 財産収入		1



	1 財 產 運 用 收 入	
	2 財 產 売 払 收 入	1
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>1,994,574</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		1,136,208
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	1,136,208
2 公 債 費		858,366
	1 公 債 費	858,366
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>1,994,574</b>

## 第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埠 頭 施 設 整 備 事 業 費	1,061,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 第 14 号議案

### 平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計暫定予算

平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,627,332 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出暫定予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		6,194,072
	1 分担金及び負担金	4,193,603
	2 国庫補助金	1,040,206
	3 繰入金	25,163
	4 県債	315,100
	5 使用料	74
	6 繰越金	619,926
2 多々良川流域下水道 事業費収入		2,299,829
	1 分担金及び負担金	1,420,004
	2 国庫補助金	319,320
	3 繰入金	16,068
	4 県債	124,200

	5 使 用 料	237
	6 繰 越 金	420,000
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,284,117
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	531,314
	2 国 庫 補 助 金	214,254
	3 繰 入 金	5,463
	4 県 債	89,000
	5 諸 収 入	334,829
	6 使 用 料	46
	7 繰 越 金	109,211
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		766,984
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	420,251
	2 国 庫 補 助 金	20,250
	3 繰 入 金	5,601
	4 県 債	10,400

款	項	金額
	5 繰越金	310,482
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		1,427,063
	1 分担金及び負担金	687,697
	2 国庫補助金	176,904
	3 繰入金	6,186
	4 県債	56,100
	5 使用料	4
	6 繰越金	500,172
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		951,017
	1 分担金及び負担金	671,431
	2 国庫補助金	145,003
	3 繰入金	6,581
	4 県債	51,900
	5 繰越金	76,102

7 矢部川流域下水道 事業費収入		784,637
	1 分担金及び負担金	463,891
	2 国庫補助金	110,792
	3 繰入金	81,616
	4 県債	58,000
	5 諸収入	70,321
	6 使用料	17
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		919,604
	1 分担金及び負担金	472,454
	2 国庫補助金	238,083
	3 繰入金	27,791
	4 県債	129,100
	5 諸収入	52,176
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		9
	1 繰入金	9

款	項	金額
歳入	合計	14,627,332

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		6,194,072
	1 御笠川那珂川流域下水道費	6,194,072
2 多々良川流域下水道費		2,299,829
	1 多々良川流域下水道費	2,299,829
3 宝満川流域下水道費		1,284,117
	1 宝満川流域下水道費	1,284,117
4 宝満川上流流域下水道費		766,984
	1 宝満川上流流域下水道費	766,984
5 筑後川中流右岸流域下水道費		1,427,063
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	1,427,063



6	遠賀川下流流域下水道費 業		951,017
		1	遠賀川下流流域下水道費 業
7	矢部川流域下水道費 業		784,637
		1	矢部川流域下水道費 業
8	遠賀川中流流域下水道費 業		919,604
		1	遠賀川中流流域下水道費 業
9	明星寺川雨水流域下水道費 業		9
		1	明星寺川雨水流域下水道費 業
<b>歳 出 合 計</b>			<b>14,627,332</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
遠賀川下流流域下水道建設費	平成28年度	157,524千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成28年度	700千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	833,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>



第 15 号議案

平成27年度福岡県住宅管理特別会計暫定予算

平成27年度福岡県住宅管理特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出暫定予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,993,001 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出暫定予算」による。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋

## 別表 歳入歳出暫定予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		2,943,548
	1 使 用 料	2,902,309
	2 国 庫 補 助 金	12,557
	3 繰 越 金	28,682
2 県営住宅敷金管理費収入		49,453
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	49,452
歳 入 合 計		<b>2,993,001</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		2,943,548
	1 県 営 住 宅 管 理 費	2,943,548
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		49,453
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	49,453
歳 出 合 計		<b>2,993,001</b>





# 公 營 企 業 会 計



## 第 16 号議案

### 平成27年度福岡県病院事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |       |          |      |           |
|-------------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数         | (精神病床 | 300 床)   |      |           |
| (2) 患 者 延 人 員     | (入院患者 | 31,110 人 | 外来患者 | 13,000 人) |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | (入院患者 | 255 人    | 外来患者 | 130 人)    |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		714,232 千円
第 1 項 医 業 収 益		712,898 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		737 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	1,257,512 千円
第1項 医業費用	1,254,035 千円
第2項 医業外費用	0 千円
第3項 特別損失	3,477 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 52,195 千円は過年度分損益勘定留保資金 52,195 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	0 千円
-----------	------

支 出

第1款 資本的支出	52,195 千円
第1項 建設改良費	52,195 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

    第1項 医業費用

## 第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

5,685 千円

平成27年2月9日提出

福岡県知事 小 川 洋



第 17 号議案

平成27年度福岡県電気事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県電気事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 24,253,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 電気事業収益			175,488 千円
第 1 項 営業収益			175,211 千円
第 2 項 事業外収益			277 千円
	支	出	
第 1 款 電気事業費			130,897 千円
第 1 項 営業費用			130,897 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,399 千円は過年度分損益勘定留保資金 6,399 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		6,399 千円
第1項 建設改良費		6,399 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	54,946 千円
(2) 交際費	43 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、300 千円と定める。



平成27年2月9日提出

福岡県知事 小 川 洋



## 第 18 号議案

### 平成27年度福岡県工業用水道事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県工業用水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数       63事業所
- (2) 総給水量       42,302,280立方メートル
- (3) 一日平均給水量   115,580立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			595,462 千円
第 1 項 営業収益			594,810 千円
第 2 項 営業外収益			652 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			400,936 千円

第1項 営業費用 400,936 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額263,616千円は過年度分損益勘定留保資金263,616千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		263,616 千円
第1項 建設改良費		263,616 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	66,100 千円
(2) 交際費	35 千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成27年 2 月 9 日提出

福岡県知事 小 川 洋



第 19 号議案

平成27年度福岡県工業用地造成事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県工業用地造成事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業 売却土地 59,000平方メートル

(2) 磯光内陸部工業用地造成事業 売却土地 133,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 造成事業収益		12,666 千円
第 1 項 営業収益		12,604 千円
第 2 項 営業外収益		62 千円
	支	出
第 1 款 造成事業費		38,584 千円
第 1 項 営業費用		38,241 千円

第2項 営業外費用 343 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額700,000千円は過年度分損益勘定留保資金700,000千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,700,000 千円
第1項 他会計借入金		1,700,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,400,000 千円
第1項 他会計借入金償還金		2,400,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、181,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	9,211 千円
(2) 交際費	76 千円



平成27年2月9日提出

福岡県知事 小 川 洋

